

三次市教育委員会告示第 号

三次市スポーツ合宿助成事業実施要綱を次のように定める。

平成25年 月 日

三次市教育委員会委員長 沖 田 稔

三次市スポーツ合宿助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、三次市内の宿泊施設に宿泊し、スポーツ施設の利用等を行う者に対し、施設の利用料等を助成することにより、スポーツ交流人口の増加を目指し、宿泊者の満足度を向上させ、スポーツ施設の利用促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この告示において「助成対象者」とは、この事業の趣旨に協賛した宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）に宿泊し、かつ、この事業の趣旨に協賛したスポーツ合宿施設（以下「スポーツ施設」という。）を有料にて利用した者とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、1人1回につき1,000円を上限とする。

(助成の条件)

第4条 助成対象者は、教育長が定める用紙（以下「用紙」という。）に、宿泊施設及びスポーツ施設を利用したことを証明する押印を受け、宿泊施設及びスポーツ施設の押印が揃ったものとする。

(協賛施設)

第5条 協賛施設は、宿泊施設、スポーツ施設及び飲食施設とし、協賛同意書を教育長へ提出した施設とする。

2 飲食施設を除く協賛施設は、利用者が有料にて利用した際に、用紙へ利用を証明するスタンプを押印する。

3 スポーツ施設を除く協賛施設は、前条の規定による条件を満たした用紙を利用者が提出した場合、その用紙1枚につき1,000円を上限として利用した額を助成するものとする。

(助成金の請求)

第6条 協賛施設は、回収した用紙を添付のうえ、三次市スポーツ合宿助成事業請求書を教育長へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 教育長は、助成金の請求を受けたときは速やかに審査し、当該請求に係る額の助成金を請求のあった協賛施設へ交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 教育長は、偽りその他の不正手段により助成金の支給を受けた者があるときは、その者に対して、既に支給した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。